

# インフラのマネジメントと 災害復興法学 ～裁判例から読み解くリスクマネジメント～

東洋大学国際PPP研究所省インフラ研究会

パネルディスカッション 地中インフラのマネジメントについて

2025年10月6日

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士（法学）・気象予報士  
新潟大学研究統括機構ELSIセンター 防災減災ユニット長・客員教授  
岩手大学地域防災研究センター 客員教授  
防災科学技術研究所 客員研究員  
人と防災未来センター 特別研究調査員  
岡本 正

# 災害復興法学研究とリスクマネジメント

- 一般不法行為における過失責任、工作物責任における瑕疵、国家賠償法の営造物責任における瑕疵、などを巡る裁判例（判旨のみならず裁判所が認定した事実経過記述を重視）を検証的視点で分析することで、将来の行動規範や安全配慮義務を果たすための対策に反映すべき教訓を抽出する調査研究活動を実践
- 東日本大震災後の宮城県の学校防災体制の整備に関する施策への反映、原子力規制庁の原子力拠点病院におけるリスクコミュニケーション等に関する研究、厚生労働省の病院BCP（事業継続計画）に関する研修プログラム開発、東京都の首都直下地震時の帰宅困難対策における事業者責務に関する研修プログラム開発、長岡技科大「法工学」講座の創設等に寄与

# 不法行為責任と国家賠償責任

- 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。（民法709条）
- 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。（民法717条1項）
- 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。（国家賠償法2条1項）

# 不法行為責任とリスクマネジメント

- 過失とは、予見可能性を前提とした予見義務に基づく、結果回避可能性を前提とした結果回避義務に違反すること。（通説的見解）
- 裁判所が判例で示した膨大な「事実関係」から、如何なる事情が予見可能性や結果回避義務を基礎づけているかを分析することで様々な対策のヒントが見つかる。対策を講じることで人の生命・身体の保護、すなわち安全配慮義務を果たすことができる。

# 瑕疵とは

- 国家賠償法2条1項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、これに基づく国及び地方公共団体の損害賠償責任については、その過失の存在を必要としない
- 営造物の構造、用法、場所的環境、利用状況等諸般の事情を総合考慮して、具体的、個別的に総合判断
- 瑕疵の定量化・数値化は困難だが、裁判例を無数に読み込んでいくと、瑕疵の認定に対する大枠が見えてくる。その大枠こそリスクマネジメントのヒント（損害賠償リスクの回避ではなく、生命・身体へのリスクの回避＝安全配慮義務を果たす対策のポイント）

# 道路管理の瑕疵の分析

「瑕疵」の責任を否定する主な事情

= 事故を防止し安全配慮義務を果たすリスクマネジメント

■ 定期的なチェック・検査・調査

■ 検査やチェックの記録

■ 問題発生を予見した復旧手段の準備

■ 予見可能性について考慮（自然災害=免責ではない）

■ 結果回避可能性について考慮

○ 財政上の理由は免責事由ではない（最判S45.8.20）

○ 時間的不可能は要求しない（最判S50.6.26）

○ 長期の危険放置は瑕疵（最判S50.7.25）

# 阪神高速道路橋脚倒壊被災事件（第1審）

裁判所神戸地方裁判所尼崎支部

判決日：平成15（2003）年1月28日

## 【事案】

平成7（1995）年1月17日に発生した淡路島北端を震源地とするマグニチュード7.3の内陸都市直下型地震によって、阪神高速道路の高架橋脚が倒壊した際に、同所を走行していた車両の運転手が橋脚の倒壊に伴って橋桁もろとも地上に転落し即死した事故について、その相続人が本件高速道路の設置管理者たる阪神高速道路公団に対し国家賠償を求めた事案

## 【結論】

倒壊原因は未曾有の地震力によるものであり不可抗力であるとして国会賠償責任は否定された。控訴審（大阪高裁）で和解。

## 【主要争点】

- （1）本件橋脚に物理的な欠陥があったか
- （2）本件橋脚の管理に不備があったか

阪神高速道路橋脚倒壊被災事件（第1審）  
裁判所神戸地方裁判所尼崎支部  
判決日：平成15（2003）年1月28日

【争点】 本件橋脚に物理的な欠陥があったか

【結論】 欠陥はない（欠陥は立証できない）

【判断】

主鉄筋圧接部の不備、帯鉄筋の不十分なコンクリート定着、コンクリートの強度不足といった個別的な物理的欠陥を認めるべき証拠はない。現場の地震力と倒壊メカニズムによる全体的な考察を行っても欠陥を認めることはできない。

【考察】

物理的な欠陥については、証拠の不存在が理由とされているところ、強度不足等の立証がなされれば、瑕疵が認められる余地はある。

# 阪神高速道路橋脚倒壊被災事件（第1審）

裁判所神戸地方裁判所尼崎支部

判決日：平成15（2003）年1月28日

【争点】 本件橋脚の管理に不備があったか

【結論】 不備はない

【判断】

道路が、いかに公共性を有し、社会経済における便益に資すべきものとされ、しかも、構造上橋脚が倒壊し橋桁が落下すれば、高速道路上や道路下のみならず、近隣住民等にも多大な被害を及ぼすことが予想されるものであったとしても、きわめて強力かつ広範囲に及ぶ破壊力をもった自然現象である地震に対して無制限の耐力を持たせることは不可能であると言わざるを得ず、既往の地震等の知見を前提として持つべき水準を画していくほかない。既設の高速道路の橋脚については、新たな知見や基準が明らかとなったからといって、その都度、これと従前の知見や基準を比較し、即座に瑕疵物と評価し、新たな知見や基準に即応できなければ、瑕疵の存在を理由に供用を中止すべきというのは相当とは解しがたいし、非現実的である。そうすると、必要に応じて可能な限り補強していく方法をとらざるをえないが、補強がなされていなかったからといって直ちに通常有すべき安全性を欠いていたと評価するのは妥当ではなく、補修の必要性、緊急性等を考慮し、合理的期間内になすべき補修がなされていたか（その過程にあったか）という観点から、通常有すべき安全性を欠くかを判断するのが相当である。

# 阪神高速道路橋脚倒壊被災事件（第1審）

裁判所神戸地方裁判所尼崎支部

判決日：平成15（2003）年1月28日

## 【判断】

本件橋脚についてみると、本件橋脚自体は関東地震級のものは想定されて設計施工されており、地震の発生頻度や規模を考えれば当時の状況から必要性・緊急性が高かったとも言い難いこと、被告において既設橋梁の対策委員会を設け、海外の知見等にも配慮して研究検討を続けていたこと、通達に従って震災点検を実施しており、その時点での補修の必要性の高い橋脚を選抜していく方法も不適切ではないこと、5年間を区切りとした補修計画について不合理な遅延とまではいえないこと、平成9年までには補強されていた蓋然性があること（※）等を考慮すると、供用開始後の知見や基準の内容を十分に考慮しながら、必要性・緊急性の高いものから順番に補強を実施していたその過程において、本件地震が発生したものとみることができ、鋼板巻き立て工法が実施されていなかった本件橋脚について通常有すべき安全性を欠いているとはいえない。

阪神高速道路橋脚倒壊被災事件（第1審）  
裁判所神戸地方裁判所尼崎支部  
判決日：平成15（2003）年1月28日

【判断】

※平成3年5月に行われた建設省通達による第5回震災点検で、補強対象とされた橋脚については、平成5年度から平成9年度までの5年間で耐震補強工事を完了することとしていた。このうち、兵庫県域の工事対象橋脚のほとんどは、交通量の多い国道2号線及び国道43号線上に設置されていることから、鋼板巻き立て工法による耐震補強工事を実施するためには国道の車線規制等が必要であり、交通渋滞の発生など一般車両への影響を最小限に抑えるために、関係官署との間で協議を行っていた。本件橋脚は第5回震災点検では補強対象とされなかったものの、平成9年度までに完了予定の耐震補強工事に組み入れることを目標としていたところ、本件地震に遭遇した。

【考察】

現実に災害対策が当該災害までになされていない場合、当時の知見や基準の内容を十分に考慮しながら防災計画を進めているか否かによって結論が変わり得る。

# リスクマネジメントとリーガルアプローチ

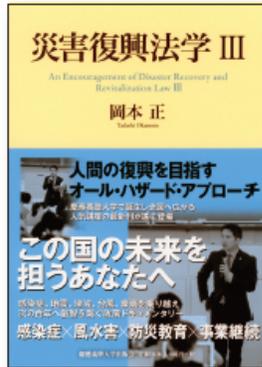
- 「瑕疵」に関して、裁判所が判決で記述した各種事実関係、すなわち国や事業者において講じられたであろう可能性を貪欲に事例収集し、分析し、情報共有（勉強会）をしておくことが、経営者や技術者にとって、瑕疵のメルクマールについての勘所を養うことになる。
- 「瑕疵」の判断についての勘所を養うことは、損害賠償リスクの回避のための準備という矮小的な目的にとどまらず、公共インフラの整備に関して見落としにならないチェックポイントの発見につながる。
- 「瑕疵」判断回避のためのチェックポイントの積み重ねは、安全な公共インフラ整備のサイクルを生み出し、事故防止と命を守ることに繋がる。

人間の復興を目指す  
オール・ハザード・アプローチへ

# 災害復興法学 III

An Encouragement of Disaster Recovery and  
Revitalization Law III

岡本 正 著



慶應義塾大学で誕生し  
全国へ広がる人気講座の最新刊  
遂に登場



2023年10月刊行

A5判/並製/416頁  
ISBN: 978-4-7664-2918-3 C3032  
定価: 3,300円(税込み)

## この国の未来を 担うあなたへ

感染症、地震、津波、台風、豪雨を乗り越え  
次の百年へ叡智を繋ぐ政策ドキュメンタリー

感染症×風水害×防災教育×事業継続

プロローグ

第1部 新型コロナウイルス感染症と災害復興法学—COVID-19  
第1章 新型コロナウイルス感染症は災害か：災害対策の知恵を感染症に活か  
かせ  
第2章 新型コロナウイルス感染症とリーガル・ニーズ：動き出す法律家たち  
第3章 感染症対策にも被災ローン減免制度を：被災ローン減免制度コロナ  
特則とガイドライン立法化提言  
第4章 新型コロナウイルス関係給付金を差押えから保護せよ：特別定額給付金等を  
巡る諸課題  
第5章 オンラインで契約紛争解決：弁護士会の新型コロナADR・ODR  
第6章 正しい情報と正しい判断で職員・顧客を守る：新型感染症対策と  
BCP・BCM  
第7章 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう知識の備え：あなたを助ける  
お金とくらしの話

第2部 異常気象と災害復興法学—DISASTERS

第1章 西日本豪雨とリーガル・ニーズ：豪雨災害の声を徹底分析  
第2章 令和元年台風被害とリーガル・ニーズ：巨大台風襲来の大きな爪痕  
第3章 義援金差押え禁止法恒久化：水害と感染症と恒久法への道のり  
第4章 終らない半壊の涙・境界線の明暗：災害ケースマネジメントで申請主  
義の壁を乗り越えろ  
第5章 避難所TKBと感染症対策：災害救助法の柔軟運用と限界  
第6章 続・続・個人情報個人を救うためにある：災害と個人情報利活用  
第7章 救えた命、失われゆく声：命を守る災害関連死データの集積と分析  
第8章 首都直下地震発生、東京から脱出せよ：東京「仮」住まい

第3部 分野を超越するこれからの災害復興法学—RESILIENCE FOR  
ALL HAZARDS

第1章 知識の常備薬をポケットに：いつでも、どこでも、だれでも学べる社  
会教育としての災害復興法学  
第2章 知識を伝えるのはあなた：命を繋ぐ災害ソーシャルワークと災害復興  
法学  
第3章 その時メディアは何を伝えるか：被災者支援報道と災害復興法学  
第4章 災害看護の力の源泉：健康支援・医療支援としての災害復興法学  
第5章 会社は人でできている：組織のリスクマネジメントと災害復興法学  
第6章 災害法務の専門人材を創れ：公共政策学としての災害復興法学  
第7章 災害復興法学が目指す生活復興基本法：被災者のリーガル・ニーズ  
から基本法を創る

エピローグ：14歳のための災害復興法学

# 災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and  
Revitalization Law

岡本 正  
Tadashi Okamoto



2014年 慶應義塾大学出版会

この国の未来を担うあなたへ  
これは被災地4万人の  
声が導いた、  
復興政策の軌跡と  
未来への道標である



## [主要目次]

### 第1部 巨大災害時のリーガル・ニーズ

- 第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

### 第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

- 第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決
- 第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族
- 第3章 破産できない! 新たな債務整理制度
- 第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リポートが導く真実
- 第5章 復興を阻害する古法の適用に待った!

- 第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから
- 第7章 個人情報個人を救うためにある
- 第8章 未来に残せ、地域の個人情報利活用術
- 第9章 100万件の紛争を法律家の手で解決せよ
- 第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために
- 第11章 既成概念を打ち破る新しい法律・法改正

### 第3部 危機管理の新デザイン

- 第1章 地域ごとの復興政策モデル
- 第2章 南海トラフ地震・首都直下地震に備えるデータの活用

この国の未来を担うあなたへ  
復興政策の軌跡は、  
未来をつくる希望の種になる。

2018年 慶應義塾大学出版会

**【主要目次】**

プロローグ 復興から復興へ

**第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え**

- 第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」
- 第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

**第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生**

- 第1章 住まい(1) 所有者不明土地の高台移転・復興事業を加速せよ
- 第2章 住まい(2) 二重ローン問題は終わらない
- 第3章 住まい(3) マンションに救助はやって来るか
- 第4章 家族の生活(1) 災害関連死と家族の二重苦に終止符を
- 第5章 家族の生活(2) 災害救助法を徹底活用せよ
- 第6章 家族の生活(3) 半壊の涙、境界線の明暗
- 第7章 地域と情報(1) 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務
- 第8章 地域と情報(2) 続・個人情報個人を救うためにある
- 第9章 地域と情報(3) 必要な情報を必要なところへ

**第3部 復興から防災へ 復興の叡智を未来の防災政策に**

- 第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ
- 第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識
- 第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性
- 第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

～2015年ネパール地震:カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い～



# 災害復興法学 II

An Encouragement of Disaster Recovery and  
Revitalization Law II

岡本 正  
Tadashi Okamoto



**公共政策×復興  
×防災・減災**

慶應義塾大学屈指の人気講座の続編が  
4年の歳月を経てついに刊行

**復興の智慧を次なる復興に**

被災者の「声」を防災・減災教育へ繋ぐ

東日本大震災4万件、  
熊本地震1万2千件、  
広島土砂災害250件の  
リーガル・ニーズを徹底解析。  
「リーガル・レジリエンス」の  
獲得を目指して  
新たな防災教育をデザインする。

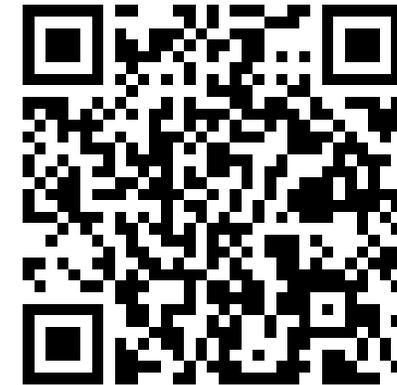
慶應義塾大学出版会 定価(本体 2,800円+税)

# 声は届く、ともに歩んでいこう。



## 2018年 勁草書房（KDDI叢書）

- 第1章 災害復興法学の体系化を目指して
- 第2章 災害時の無料法律相談分析の意義と災害復興法学に関する先行研究
- 第3章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第4章 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果
- 第5章 熊本地震無料法律相談データ分析結果
- 第6章 リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現
- 第7章 分野横断的な復興政策モデルの構築
- 第8章 災害復興法学の実践
- 第9章 考察
- 第10章 結論と展望



【受賞御礼】日本公共政策学会  
2019年度学会賞『奨励賞』

# 図書館のための 災害復興法学入門

新しい防災教育と生活再建への知識

岡本 正



防災のために図書館ができることのすべて

いざという時のために、  
法律と図書館を自分と地域の味方にする具体的な方法

図書館はやはり「学びの場」——野末俊比古(青山学院大学教授  
図書館長)

樹村房

## 図書館はやはり 『学びの場』

- 第1部 「知る」
- 第2部 「伝える」
- 第3部 「つくる」

災害が起こったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

玉有朋子先生による  
ファシリテーション・  
グラフィックも掲載!





# 被災した あなたを助ける お金と くらしの話

増補版

▶ 新型コロナウイルス感染症を  
テーマにした  
7つの新作コラム!

▶ 最新の法改正に対応!

2021年  
12月3日  
発売

## 岡本 正 著

弁護士（銀座パートナーズ法律事務所）。第一東京弁護士会所属。博士（法学）。防災士・ファイナンシャルプランナー・マンション管理士。若手大学地域防災研究センター客員教授、北海道大学公共政策学センター上席研究員、慶應義塾大学・青山学院大学等非常勤講師。2001年慶應義塾大学法学部卒、2003年弁護士登録。東日本大震災を契機に2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長に就任、同震災後の4万件の弁護士無料相談データベース作成を担う。実務や行政における豊富な経験を活かし2012年より「災害復興法学」講座を各大学に創設、その防災教育活動は「危機管理デザイン賞」（2013年）、「若者力大賞ユースリーダー支援賞」などを受賞。博士論文をもとにした書籍「災害復興法学の体系：リーガル・ニーズと復興政策の軌跡」は「日本公共政策学会奨励賞」を受賞。その他、防災分野の著書多数。

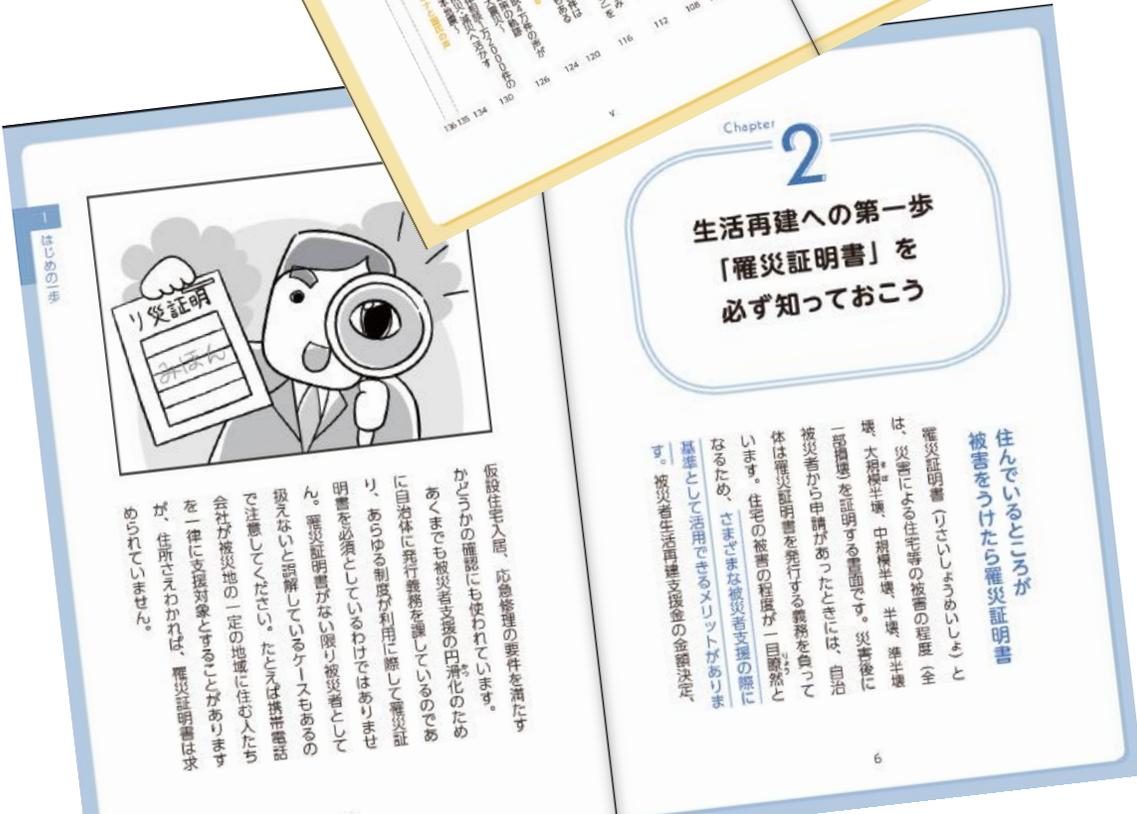
- 住宅ローンの支払いができない
- 通帳や印鑑をなくした
- 国や自治体の支援はあるのか
- 生活費がない
- 公共料金が支払えない
- 壊れた屋根が隣家に被害を与えトラブルに
- 相続や保険の手続が複雑でわからない etc.

被災後の生活再建の大きな支えとなる  
「知識の備え」厳選 30 話。

“この本で伝えたいのは「希望」です”

（「はじめに」より）

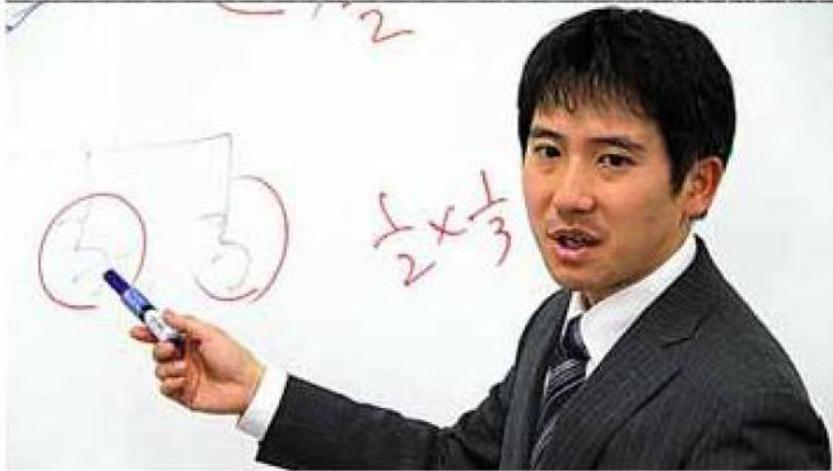
四六判 144 ページ 定価 1,430 円（税込）  
ISBN 978-4-335-55206-9 C0036



# ひと

「災害復興法学」を提唱する弁護士

おかもと ただし  
岡本 正 さん(34)



東日本大震災が起きた時、弁護士たちは駆け回って無料で法律相談を受け始めた。「被災者のニーズを正確に把握し、国に届けなければ意味がない」と震災の翌月、日本弁護士連合会にデータベース(DB)化を進言。自ら同会災害対策本部の室長に就き、相談内容をパソコンに打ち込んだ。

生まれ、弁護士に。震災時は内閣府に出向中。周りの職員は被災地や震災対応の部署へ飛ぶ。「自分は何ができるか」と強く思った。DBは4万件を超えた。沿岸部では遺言や相続、市街地では被災建物の賃貸借やローン……。どうにもならない課題が浮かんだ。相続放棄の期間延長やローンの減免など、阪神大震災後には作れなかった制度が実現した。「DBがかなり貢献したはず」

首都直下型地震や東南海地震が起きるのが数十年後なら、大震災を経験した専門家がいない可能性もある。豊富な実例をもとに立法のノウハウを伝える「災害復興法学」を提唱した。昨年から母校慶応大の大学院で非常勤講師、今年からは中央大大学院でも客員教授として、大災害に即応できる法律家や官僚の卵の育成に力を注ぐ。

札幌で司法修習をして以来、新しいラーメン店の開拓が楽しみ。週末も大型連休も返上してDBづくりをした時も、「おいしいラーメンからエネルギーをもらいました」。

文・写真 村山恵二



撮影・嵯峨

「災害復興法学」を教える弁護士

おかもと ただし  
岡本 正 さん 37

「災害後を生き抜く知識や備えも、広い意味での防災になる」。東日本大震災後、自ら提唱した「災害復興法学」を法律家や官僚志望の学生たちに教えてきた。その数は1000人を超す。

神奈川県出身で、専門は企業法務。内閣府に出向中の2011年に震災が起きた。被災地では、全国から駆けつけた弁護士が、1か月に3000件超

## 顔

の相談を受けていた。自分に何ができるのかと思いつ、現地の仲間と電話をかけた。「相談記録が積み重なる一方だ」。すぐに日本弁護士連合会に掛け合い、記録のデータベース化を提言し、夜は自分でもパソコンで入力した。

日弁連がデータを基に国に要望した結果、ローン減免制度や相続放棄の期間延長などが実現した。

複数の大学で災害復興法学の授業を持ち、災害後の暮らしの再建にどんな法的支援制度が必要なのかを教えている。あの年の6月、岩手県陸前高田市を訪れ、被災者の嘆きを聞いた。「制度があれば苦しまずに済む人がいた」という思いが、活動の原点にある。データベースは約4万件に増えた。悲愴な声の数々を「希望の種」に変えたいと思っている。(社会部 越村裕)

被災時に役立つ知識をまとめ出版した弁護士

おかもと ただし  
岡本 正さん(41)



神奈川県鎌倉市出身。東日本大震災では、避難所で直接相談を受け、熊本地震(2016年)などでも現地に出向いた。

「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」を、現地の弁護士に被災者から、生活再建への不安を訴える声が次々に届く。30代前半の弁護士に声をかけたが、「30代前半の弁護士に声をかけたが、」と、耳を傾けてくれないのではと、思いついた。まずは学問として確立しようと、「災害復興法学」を提唱。12年に慶応大の非常勤講師になり、17年には博士号を取得した。企業などを対象にしたセミナーも全国で200ほど行ってきた。そしてようやく、一般向けの一冊をまとめることができた。「伝えたいのは『希望』です」。そんな書き出しで、イラストを交えて、生活再建の道筋に沿って30話にまとめた。「災害で多くを失っても、助けてくれる法律がある。全ての国民にとって当たり前の知識になるよう、『知識の葉箱』として貢献できれば。四六判144ページ(1430円)。軽くて持ち運びにも便利だ。」

文・林田奈々  
写真・宮武祐希

2020.4.23

ひと

東日本大震災から9年を迎えた3月、法律や制度の使い方を解説した「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」(弘文堂)を出版した。

東京の弁護士事務所企業法務を中心に働いていた2011年、大震災が起きた。自分に何かできないかと考えた時、現地の弁護士に被災者から、生活再建への不安を訴える声が次々に届く。30代前半の弁護士に声をかけたが、「30代前半の弁護士に声をかけたが、」と、耳を傾けてくれないのではと、思いついた。まずは学問として確立しようと、「災害復興法学」を提唱。12年に慶応大の非常勤講師になり、17年には博士号を取得した。企業などを対象にしたセミナーも全国で200ほど行ってきた。そしてようやく、一般向けの一冊をまとめることができた。「伝えたいのは『希望』です」。そんな書き出しで、イラストを交えて、生活再建の道筋に沿って30話にまとめた。「災害で多くを失っても、助けてくれる法律がある。全ての国民にとって当たり前の知識になるよう、『知識の葉箱』として貢献できれば。四六判144ページ(1430円)。軽くて持ち運びにも便利だ。」

「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」を、現地の弁護士に被災者から、生活再建への不安を訴える声が次々に届く。30代前半の弁護士に声をかけたが、「30代前半の弁護士に声をかけたが、」と、耳を傾けてくれないのではと、思いついた。まずは学問として確立しようと、「災害復興法学」を提唱。12年に慶応大の非常勤講師になり、17年には博士号を取得した。企業などを対象にしたセミナーも全国で200ほど行ってきた。そしてようやく、一般向けの一冊をまとめることができた。「伝えたいのは『希望』です」。そんな書き出しで、イラストを交えて、生活再建の道筋に沿って30話にまとめた。「災害で多くを失っても、助けてくれる法律がある。全ての国民にとって当たり前の知識になるよう、『知識の葉箱』として貢献できれば。四六判144ページ(1430円)。軽くて持ち運びにも便利だ。」

被災者の生活再建 助ける書籍出版

おかもと ただし  
岡本 正さん(41)



「罹災証明書は生活再建の第一歩」「保険証券を紛失したら保険協会の窓口へ」「公共料金にも支払い猶予措置がある」地震や台風などで被害を受けた人々が直面する、住まい

や暮らしの再建に役立つ法律を分かりやすく説明する「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」(弘文堂)を、11日に出版した。

9年前、東日本大震災の当時は内閣府に出向中で、行政改革や政策立案を担当していた。並行して日弁連災害対策本部嘱託室長として、被災者を対象にした法律相談を集約し、中間の弁護士とともに1年間で4万件を分析した。相続や不動産賃貸借、住宅ローンなど「お金と暮らし」

にまつわる相談が多くを占めた。法や制度をどう生かすか、その不備をいかに政策提言につなげるかを体系化した「災害復興法学」を確立。学生や自治体職員らに講義を重ねてきた。

支援を受ける側にも「知識の備えが必要」と指摘。「大災害の備え」といって、水や食料を思い浮かべる人が多いが、家や仕事、大切な人を失うかもしれない。被災する前に読んでほしい (小形佳奈) 2020.3.12

東京中日新聞 2020年3月12日朝刊

2020年(令和2年)3月30日(月曜日) 岩手日報

被災者助ける解説本



岡本正弁護士

岡本弁護士「岩手大が出版

「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」を、現地の弁護士に被災者から、生活再建への不安を訴える声が次々に届く。30代前半の弁護士に声をかけたが、「30代前半の弁護士に声をかけたが、」と、耳を傾けてくれないのではと、思いついた。まずは学問として確立しようと、「災害復興法学」を提唱。12年に慶応大の非常勤講師になり、17年には博士号を取得した。企業などを対象にしたセミナーも全国で200ほど行ってきた。そしてようやく、一般向けの一冊をまとめることができた。「伝えたいのは『希望』です」。そんな書き出しで、イラストを交えて、生活再建の道筋に沿って30話にまとめた。「災害で多くを失っても、助けてくれる法律がある。全ての国民にとって当たり前の知識になるよう、『知識の葉箱』として貢献できれば。四六判144ページ(1430円)。軽くて持ち運びにも便利だ。」

毎日新聞 2020年4月23日朝刊 総合4面

共同通信配信 2020年3月全国地方紙掲載

ひと: 岡本正さん=被災時に役立つ知識をまとめ出版した弁護士

# 岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)



銀座パートナーズ法律事務所。弁護士。博士（法学）。気象予報士。マンション管理士。ファイナンシャルプランナー（AFP）。医療経営士（2級）。防災士。防災介助士。新潟大学研究統括機構客員教授（ELISセンター防災減災ユニット長）。岩手大学地域防災研究センター客員教授。防災科学技術研究所客員研究員。人と防災未来センター特別調査研究員。慶應義塾大学・青山学院大学大学院ビジネス法務専攻・明治大学公共政策大学院・長岡技術科学大学・日本福祉大学・神戸市看護大学大学院等の非常勤講師。2013年度から2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務めた。2017年9月、博士論文「災害復興法学の体系—リーガル・ニーズと復興政策の軌跡—」により新潟大学大学院現代社会文化研究科より『博士（法学）』の学位を取得。

1979年生。神奈川県鎌倉市出身。2001年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、同年に司法試験合格。2003年に弁護士登録し、田邊・矢野・八木法律事務所（現在名）に10年勤務したのち、2013年8月に独立し岡本正総合法律事務所を設立。2016年4月に銀座パートナーズ法律事務所を設立。

弁護士ほか専門資格と行政内弁護士経験を活かし、企業、個人、行政、政策、教育など幅広い分野で活動。2009年10月から2011年10月まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員として、行政改革・規制改革・政府系法人改革・行政事業レビューなど行政改革・政策立案を担当する。東日本大震災を契機として、2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長にも就任。東日本大震災の4万件の無料法律相談データベース策定を提言しその責任者となる。2011年12月から2017年7月まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官に就任し、組織体制の構築や仲介基準策定をはじめ多数の案件に関わる。2012年には、リーガルニーズと復興政策の軌跡をとりまとめ、法学と政策学を融合した「災害復興法学」を大学に創設。講義などの取り組みは、『危機管理デザイン賞2013』『第6回若者力大賞ユースリーダー支援賞』などを受賞。

内閣官房、内閣府、総務省、中小企業庁、東京都、神奈川県ほか産学官の公職多数。その他企業や行政機関の役職・アドバイザー・専門委員等多数。NHK「クローズアップ現代」「視点・論点」、読売新聞「顔」、朝日新聞「ひと」、毎日新聞「ひと」、東京新聞「この人」他メディアにおける有識者出演多数。代表著書に『災害復興法学：リーガル・ニーズと復興政策の軌跡』（勁草書房／日本公共政策学会奨励賞受賞）、『災害復興法学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（慶應義塾大学出版会）、『非常時対応の社会科学法学と経済学の共同の試み』（有斐閣）、『公務員弁護士のすべて』（第一法規）、『被災したあなたを助けるお金とくらしの話増補版』（弘文堂）、『図書館のための災害復興法学』（樹村房）など。